

富津市移住子育て世帯マイホーム取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

富津市長 高橋 恭 市

富津市告示第68号

富津市移住子育て世帯マイホーム取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進を図るため、市内に定住する意思をもって住宅を取得した子育て世帯の移住者に対し、予算の範囲内において富津市移住子育て世帯マイホーム取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子を養育している世帯又は妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた者の属する世帯をいう。
- (2) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。
- (3) 移住者 本市に転入した者であって、転入日前1年以内に本市の住民基本台帳に記録されていないものをいう。
- (4) 住宅 居住の用に供する部分（玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている部分をいう。以下「居住部分」という。）の床面積が50平方メートル以上ある建物（居住部分以外の床面積が2分の1を超える建物を除く。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (5) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して3年を経過したものを除く。）をいう。

(6) 中古住宅 新築住宅以外の住宅のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 昭和57年1月1日以後に建築され、かつ、検査済証のあるもの

イ 耐震診断基準適合証その他の一定の耐震基準を満たしていることが証明された書類のあるもの

(7) 補助対象住宅 補助金の交付対象となる住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築関係法令に準拠している住宅）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住者であること。

(2) 補助対象住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結した者であって、当該契約が転入日前1年以内又は転入日後1年以内に行われたものであること。

(3) 補助対象住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結した時点において子育て世帯であること（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子を養育している世帯にあつてはその子が本市に転入し、補助対象住宅に居住していること、妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた者の属する世帯にあつては、出生した子が補助対象住宅に居住すること。）。

(4) 補助対象住宅について、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書により確認できること。

(5) 補助金の交付を受けた後、当該住宅に10年以上継続して定住する見込みがあること。

(6) 世帯全員に市税等の滞納がないこと。

(7) 世帯全員が富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

(1) 補助対象者又はその世帯員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者

(2) 補助金の交付申請日又は交付決定日において、補助対象住宅の取得又はそ

の居住に関し、次に掲げる補助金の交付決定を受け、又は交付を受けている者

ア 富津市U I Jターンによる起業・就業者等創出事業補助金

イ 富津市空家バンクリフォーム補助金

ウ 富津市結婚新生活支援事業補助金

(3) 名義貸し、形式移住その他市長が補助金を交付することが適当でないとする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が自己の居住の用に供するために取得した補助対象住宅（中古住宅にあつては、3親等内の親族以外の者から購入した住宅に限る。）に係る住宅取得費、仲介手数料、登記費用その他取得に要する費用とする。

2 補助対象住宅及びその敷地を同時に取得した場合にあつては、当該敷地の取得費用を補助対象経費に含むものとする。

3 前2項に規定する費用は、消費税及び地方消費税に相当する額を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1の額（1万円未満端数切捨て）とし、次に掲げる額を上限とする。

(1) 新築住宅の取得 100万円

(2) 中古住宅の取得 80万円

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富津市移住子育て世帯マイホーム取得補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び同居する世帯員全員の住民票の写し

(2) 誓約書（別記第2号様式）

(3) 住宅の登記事項証明書

(4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

(5) 妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた者の属する世帯にあつては、母子健康手帳の写し

(6) アンケート調査票

(7) 検査済証、耐震診断基準適合証その他の一定の耐震基準を満たしていることが証明された書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、証明すべき事実を公簿等により確認することができる場合であって、確認することについて同意したときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 前項の規定による申請兼請求は、補助対象住宅に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第1項に規定する所有権の保存の登記又は移転の登記が完了した日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請兼請求があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市移住子育て世帯マイホーム取得補助金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(状況報告等)

第8条 市長は、予算の執行の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、必要な範囲で報告を求めることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の表の左欄に掲げる期間において同表の中欄に掲げる事由に該当すると認めるときは、富津市移住子育て世帯マイホーム取得補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記第4号様式）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部を同表の右欄に掲げる額の返還を命ずるものとする。

期間	事由	返還額
全期間	偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。	交付した補助金の全額

補助金の交付を受けた日から5年を経過するまでの期間	市外に転出したとき。	
	住宅を売却し、又は取り壊したとき。	
	市税等の滞納が生じたとき。	
補助金の交付を受けた日から5年以降10年を経過するまでの期間	市外に転出したとき。	交付した補助金の額の2分の1の額
	住宅を売却し、又は取り壊したとき。	
	市税等の滞納が生じたとき。	

2 市長は、前項に規定する場合のほか、補助対象住宅又は補助対象者でなくなったとき、その他市長が特に必要があると認めるときは、当該事由に応じて返還を命ずる補助金の額を別に定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、就職企業等の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に転入し、かつ、補助対象住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結した者について適用する。